


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例施行規則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>市税における電子申告等については、「一般社団法人地方税電子化協議会」が管理・運営するeLTAX（エルタックス）により行っている。地方税法の改正により、当該協議会が同法に規定される「地方税共同機構」として地方共同法人化することに伴い、法の規定に合わせて文言の修正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に修正する。 その他地方税法の規定に合わせて文言の修正を行う。</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響および効果 法の規定に則った適正な事務の執行を図ることができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。